

不当処分に抗議する

会社は、斉藤分会書記長に対して2月16日、減給処分を通告した。

私たち東海労は、怒りをもって抗議する！

発令通知書には「減給する」としか書かれていない。そして、事由は、「平成23年2月3日、酒気を帯びて業務に就いたことは、社員として著しく不都合な行為である。」となっている。

私たち東海労は、「酒気帯び出勤」が、でっち上げだということをすでに明らかにしている。

運転助役が、乗務点呼終了間際に「酒臭い」と言ったもののアルコール検査の結果が基準値以下だったため乗務することとなっていた。にもかかわらず、1時間以上も過ぎてから突然、今日は帰れ、明日は日勤だと通告されたのだ。

確かに前日、酒を飲んでいるし、そのことを正直に話している。しかし、検査結果は基準値以下だということは紛れもない事実だ。一度口に出した「酒臭い」を取り消すことをせず、悪意をもって利用したのだ。「複数の管理者が、酒臭いと確認している」と口うらを合わせ、「酒気を帯びて業務に就いた」、をでっち上げたのだ。

会社には、東海労分会書記長を悪利用してでも、でっち上げなければならない理由がある。

斉藤書記長は常に、職場を働きやすくするための取り組みの先頭にいる。そして2日前には東海労へ新たな加入、ということが大きな要素としてある。さらに、一向に減らない「不祥事」や業務上のミスによって、とりわけ、東二輸は幹鉄事からも本社からも注目されている。所長以下の管理者には、その悪注目を何としても挽回しなければならないという事情があるからだ。

労務管理の一層の強化と東海労をつぶせ、で、本社、幹鉄事、東二輸の思惑が完全に一致した。私たち東海労は、不当処分を許さない。強権的な労務管理の強化を許さない。直ちに、処分を撤回することを要求する。